

青梅市地域福祉総合計画

第5期青梅市地域福祉計画

青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

青梅市再犯防止推進計画

青梅市成年後見制度利用促進基本計画

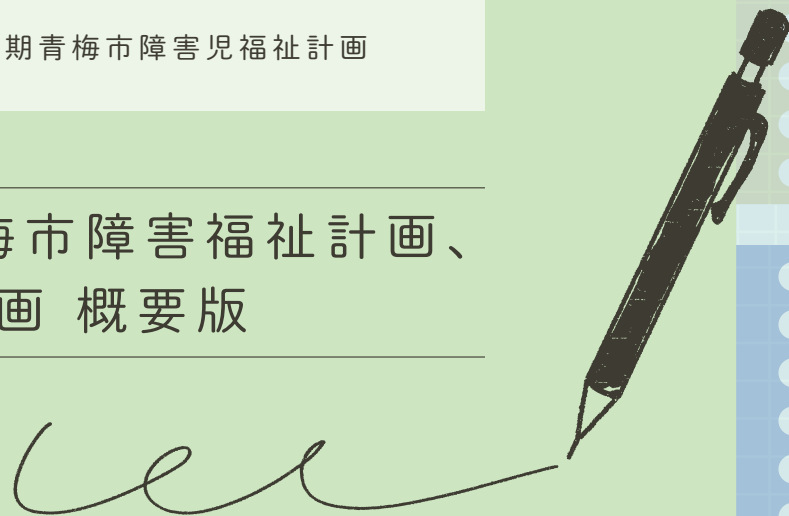
第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

青梅市認知症施策推進計画

第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画

第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、
第3期青梅市障害児福祉計画 概要版

青梅市



青梅市地域福祉総合計画の策定に当たって

策定の背景・趣旨

今日、社会環境の急速な変化に伴い、地域でのつながりの希薄化や人々の価値観およびライフスタイルの変化などを背景に、複雑化・複合化した福祉課題が増加しています。また、地域における支援ニーズも多様化しており、地域で課題を解決していくためには、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現が求められています。

このような状況を踏まえ、全ての人が住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を目指すため、この度「地域福祉総合計画」を策定いたしました。

この計画は、各福祉分野が今まで以上に横断的に施策を実施するために、福祉分野の上位計画である「青梅市地域福祉計画」、個別計画である「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」、「青梅市障害者計画」、「青梅市障害福祉計画」および「青梅市障害児福祉計画」を改定するとともに、新たに策定した「青梅市重層的支援体制整備事業実施計画」、「青梅市認知症施策推進計画」、「青梅市再犯防止推進計画」および「青梅市成年後見制度利用促進基本計画」を包含した市としては初めての福祉総合計画です。

福祉共通理念

地域福祉総合計画の各計画における共通の理念として、

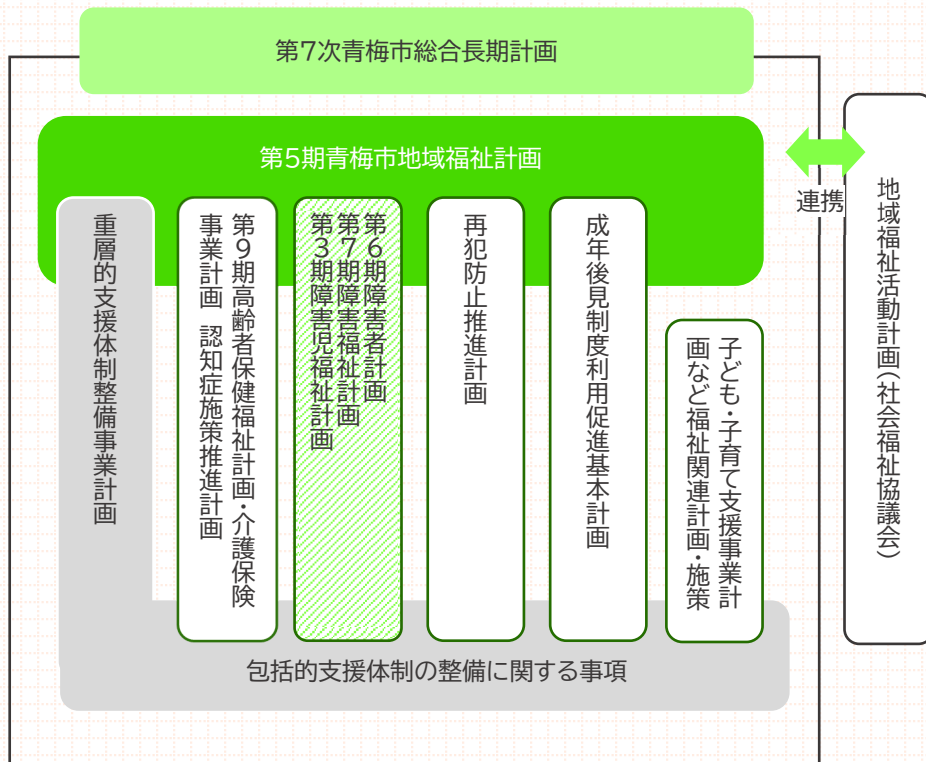
多様性を認め合い、
みんなが健やかに暮らせるまち

を定めます。

最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」との整合を図り、3つの基本理念のうち、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指します。

計画の位置づけ

- 本市の、目指すべき将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



計画期間

各計画の期間は以下のとおりです。なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて見直しをすることとします。

	令和 5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
総合長期計画	第7次						
地域福祉計画 (重層的支援体制整備事業実施計画・青梅市再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進基本計画)	第5期						
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (認知症施策推進計画)	第9期						
障害者計画	第6期						
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7期・第3期						

障害者計画

基本理念

インクルーシブ社会が実現するまち

～違いを認め合い、その人らしく暮らせる共生のまち 青梅～

- 障害の有無にかかわらず、その人らしく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の形成を図ることが重要です。
- 本市では、障害に対する理解促進、療育・教育の支援、就労支援等に取り組むとともに、障害福祉サービスの基盤整備を推進してきました。
- 令和3年には、「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例（青梅市障害者差別解消条例）」を制定し、障がいのある人も障がいのない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせる青梅市を目指して、取組を進めます。

基本目標

- 基本目標 1 障害に対する理解促進・差別解消
- 基本目標 2 生活支援・サービス・相談支援体制の充実
- 基本目標 3 障害特性に応じた療育・教育
- 基本目標 4 就労支援・居場所づくりの推進

基本目標 1

障害に対する理解促進・差別解消

障害への理解促進・差別解消を進めるとともに、心と社会のバリアフリー化を進めます。また、障がいのある方が状況に応じた支援を受けることができるよう、防災・防犯対策を推進します。

基本方針1 インクルーシブの推進

● 基本施策

- ア 普及啓発
- イ 情報バリアフリーの促進
- ウ 意思疎通支援の充実

● 主な施策

- ・広報紙、HP などによる周知
- ・情報伝達手段の充実
- ・多様なコミュニケーション手段の確保

基本方針3 福祉のまちづくりの推進

● 基本施策

- ア 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進
- イ 住宅のバリアフリー化の促進
- ウ 公共交通機関のバリアフリー化の促進
- エ 心のバリアフリー

● 主な施策

- ・公共建築物等のバリアフリー化の促進
- ・住宅改善の支援
- ・交通施設のバリアフリー化の促進
- ・ユニバーサルマナーの推進

基本方針2 ボランティア活動の促進

● 基本施策

- ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組
- イ ボランティア・市民活動センターの拡充
- ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援

● 主な施策

- ・福祉に関する教育の充実
- ・ボランティア・市民活動センターの運営の充実
- ・ボランティア等の活動支援

基本方針4 防災・防犯対策の充実

● 基本施策

- ア 防災対策の推進
- イ 見守り・防犯対策の推進

● 主な施策

- ・避難行動要支援者の支援
- ・防災訓練の実施
- ・防犯対策の推進

基本目標 2

生活支援・サービス・相談支援体制の充実

相談支援体制を充実させるとともに、虐待防止をはじめとした障がい者の権利擁護に努め、地域生活の実現に向けた取組を推進します。

基本方針1 情報提供・相談支援の充実

●基本施策

- ア 障がい者サポートセンターの充実
- イ 相談支援体制の充実
- ウ 地域移行の推進
- エ 虐待防止対策の推進

◆主な施策

- ・障がい者サポートセンターの充実
- ・基幹相談支援センターの設置
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・障がい者の権利擁護の推進

基本方針2 障害福祉サービスの充実

●基本施策

- ア 自立支援給付の充実
- イ 地域生活支援事業の充実
- ウ 一般サービスの充実

◆主な施策

- ・障害福祉サービスの充実と周知啓発
- ・地域生活支援事業の充実と周知啓発
- ・その他のサービスの充実

基本方針3 保健・医療の充実

●基本施策

- ア 生活習慣病等の疾病等の予防
- イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

◆主な施策

- ・疾病の予防および障害の重度化予防
- ・通院等のための移動手段の充実

基本方針4 経済的自立の支援

●基本施策

- ア 年金・手当等の支援
- イ 金銭的管理の支援

◆主な施策

- ・各種手当の支給
- ・成年後見制度の利用促進

基本方針5 住居の確保

●基本施策

- ア 居住支援
- イ グループホームの充実
- ウ 居住環境の整備

◆主な施策

- ・障がい者世帯向け公営住宅の利用促進
- ・グループホームの支援体制の充実
- ・住宅設備改善事業等の利用促進

基本方針6 支援ネットワークの整備

●基本施策

- ア 地域自立支援協議会の機能の充実
- イ 分野横断的な連携体制の構築

◆主な施策

- ・自立支援協議会の機能の充実
- ・地域生活支援拠点の整備

基本目標 3

障害特性に応じた療育・教育

障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた療育・教育により、障害を重度化させない支援を推進するとともに、相談支援体制の充実に取り組みます。また、切れ目のない支援を提供できるよう、療育ネットワークの構築と保護者等に向けた支援を推進します。

基本方針1 障がい児支援の体制の確保

- 基本施策
 - ア 障がい児保育
 - イ 相談支援体制の充実
 - ウ 特別支援教育の充実
 - エ 特別支援学校等との連携の推進

● 主な施策

- ◆ 児童発達支援センターの設置
- ◆ 障害に応じた教育の充実
- 就学相談等の充実
- 特別支援学校等との連携の推進

基本方針2 切れ目のない支援体制の整備

- 基本施策
 - ア 療育ネットワークの構築
 - イ 家族、保護者への支援の強化

● 主な施策

- ◆ 切れ目のない療育ネットワークの構築
- 家族支援の促進

基本目標 4

就労支援・居場所づくりの推進

文化・スポーツ活動への参加、地域における交流機会づくりを推進するとともに、関係機関や事業者と連携した就労支援に取り組みます。

基本方針1 学習・文化・スポーツ活動の振興

- 基本施策
 - ア 文化活動等の支援
 - イ 障がい者スポーツの振興

● 主な施策

- ◆ 文化・芸術活動への参加機会、活動成果の発表の場づくり
- スポーツの機会の拡充

基本方針2 交流機会の拡大

- 基本施策
 - ア イベント事業等の充実
 - イ 地域における交流機会の創出

● 主な施策

- ◆ イベント等の充実による交流機会づくり
- 地域づくり事業

基本方針3 就労の促進

- 基本施策
 - ア 障害者就労支援センターの充実
 - イ 公共職業安定所（ハローワーク）等との連携
 - ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築

● 主な施策

- ◆ 就労支援センターの支援力強化
- 障がい者就労の促進
- 障がい者の就労後の支援体制の整備

地域づくりを進めるために

地域づくりを推進していくためには、行政だけではなく、地域の様々な人がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが大切です。

市民



- 地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として行動してみましよう
- 日常的に近隣同士と交流しましよう
- 地域行事やボランティア活動等に積極的に参加してみましよう

青梅市社会福祉協議会



- 一人ひとりのニーズを受け止め、支援を行うとともに、地域全体の課題として解決をはかる仕組みづくりに取り組んでいます
- 地域住民をはじめ、行政、福祉、医療、ボランティア等のネットワークの構築に大きな役割を担っています

NPO・
ボランティア団体、自治組織

- 地域の様々な団体が連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応することが重要です

サービス提供
事業者・企業



- サービスの情報提供や、質の向上に取り組んでいます
- 市民参加の支援および福祉のまちづくりへの参画しています
- 募金・活動に対する協賛、地域の一員として福祉活動に参加しています

庁内の関係部署



- 福祉施策の総合的な推進を行います
- 庁内の関係部署との横のつながりを強化していきます

青梅市地域福祉総合計画[障害者計画 概要版]

発行者 青梅市 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

発行日 令和6年3月

企画編集 青梅市 健康福祉部 地域福祉課

電話番号 0428-22-1111(代表)